

令和3年12月13日 開会

令和3年 月 日 閉会

令和3年

第4回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和３年 第４回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第６７号	令和３年度別海町一般会計補正予算	１
議案第６８号	令和３年度別海町下水道事業特別会計補正予算	２
議案第６９号	令和３年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	３
議案第７０号	令和３年度町立別海病院事業会計補正予算	４
議案第７１号	令和３年度別海町水道事業会計補正予算	５
議案第７２号	別海町下水道等事業の設置等に関する条例の制定について	６
議案第７３号	別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定について	１２
議案第７４号	別海町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について	１４
議案第７５号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	１５
議案第７６号	別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	１８
議案第７７号	別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	１９
議案第７８号	別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	２０
議案第７９号	別海町水洗便所改造資金融資条例の一部を改正する条例の制定について	２２
議案第８０号	工事請負契約の締結について	２３
議案第８１号	工事請負契約の締結について	２４
議案第８２号	公の施設に係る指定管理者の指定について	２５
議案第８３号	公の施設に係る指定管理者の指定について	２７
議案第８４号	公の施設に係る指定管理者の指定について	２８
議案第８５号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	２９
同意第１号	別海町教育委員会委員の任命について	３２
報告第２２号	専決処分の報告について	３３

議案第 67 号

令和 3 年度別海町一般会計補正予算

令和 3 年度別海町一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 68 号

令和 3 年度別海町下水道事業特別会計補正予算

令和 3 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 69 号

令和 3 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和 3 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 70 号

令和 3 年度町立別海病院事業会計補正予算

令和 3 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 7 1 号

令和 3 年度別海町水道事業会計補正予算

令和 3 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 3 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 72 号

別海町下水道等事業の設置等に関する条例の制定について

別海町下水道等事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町下水道等事業の設置等に関する条例

(下水道等事業の設置)

第 1 条 町民の公衆衛生の向上及び町の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、別海町下水道等事業（以下「下水道等事業」という。）として、次の事業を設置する。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 集落排水事業

(法の財務規定等の適用)

第 2 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 2 項の規定により、下水道等事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 3 条 下水道等事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進する

ように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の排水区の名称、区域及び計画人口は、別表第1のとおりとし、公共下水道事業の処理施設の名称、位置、処理方式及び処理能力は、別表第2のとおりとする。

3 集落排水事業の排水施設の名称、計画排水区域及び計画人口は、別表第3のとおりとし、位置、処理方式及び処理能力は、別表第4のとおりとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道等事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第5条 下水道等事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第6条 町長は、下水道等事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類は、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか下水道等事業の経営状況を明らかにするため、町長が必要と認める事項

- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- (別海町下水道事業特別会計条例及び別海町下水道設置条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 別海町下水道事業特別会計条例(昭和51年別海町条例第33号)
- (2) 別海町下水道設置条例(平成2年別海町条例第22号)

別表第1 (第3条関係)

排水区の名称	区域	計画人口
別海排水区	別海西本町、別海常盤町、別海宮舞町、別海旭町、別海新栄町、別海寿町、別海鶴舞町、別海緑町、別海川上町、別海84番地、別海85番地、別海97番地、別海98番地、別海99番地、別海117番地、別海118番地、別海119番地、別海129番地、別海130番地、別海131番地、別海132番地、別海141番地、別海142番地、別海220番地及び別海229番地の各一部のうち371.9ヘクタール	5,440人
西春別排水区	西春別駅前寿町の全区域 西春別駅前栄町、西春別駅前錦町、西	1,490人

	春別駅前曙町、西春別駅前柏町、西春別駅前西町、西春別 5 1 番地、西春別 5 9 番地、西春別 7 5 番地、西春別 7 6 番地、西春別 8 2 番地、西春別 9 4 番地、西春別 9 5 番地及び西春別 9 9 番地の各一部のうち 1 1 9 . 8 ヘクタール	
走古丹排水区	走古丹 8 番地、走古丹 9 番地及び走古丹 1 0 番地の全区域 走古丹 1 番地、走古丹 2 番地、走古丹 6 番地及び走古丹 7 番地の各一部のうち 1 7 ヘクタール	1 6 0 人

別表第 2（第 3 条関係）

処理施設の名称	位置	処理方式	処理能力
別海終末処理場	別海町別海 1 4 3 番地 1 3	高級処理	1 日最大 2 , 4 7 5 立方メートル
西春別終末処理場	別海町西春別 9 4 番地 8	高級処理	1 日最大 7 7 0 立方メートル
走古丹終末処理場	別海町走古丹 1 番地 2 7 1	高級処理	1 日最大 7 0 立方メートル

別表第 3（第 3 条関係）

排水施設の名 称	計画排水区域	計画人口
尾岱沼漁業集 落排水施設	尾岱沼港町、尾岱沼潮見町、尾岱沼岬町、尾岱沼 3 番地、尾岱沼 5 番地及び尾岱沼 8 番地の各一部区域内のうち 1 0 4 ヘクタール	4, 3 2 0 人
別海漁業集落 排水施設	本別海 1 番地、本別海 2 番地、本別海 3 番地、本別海 1 3 番地、本別海 2 4 番地及び本別海 2 5 番地の各一部区域内のうち 2 7 ヘクタール	4 9 0 人
西春別農業集 落排水施設	西春別宮園町、西春別幸町、西春別昭栄町、西春別清川町及び西春別本久町の各一部区域内のうち 3 1 ヘクタール	3 2 0 人
上春別農業集 落排水施設	上春別栄町、上春別緑町、上春別旭町、上春別南町、上春別 1 2 2 番地、上春別 1 2 3 番地及び上春別 1 4 2 番地の各一部区域内のうち 2 5 ヘクタール	3 4 0 人
中春別農業集 落排水施設	中春別東町、中春別西町、中春別南町、中春別 2 1 9 番地、中春別 2 2 0 番地及び中春別 3 0 3 番地の各一部区域内のうち 3 6 ヘクタール	6 5 0 人

別表第 4（第 3 条関係）

排水施設の名称	位置	処理方式	処理能力
尾岱沼漁業集落排水施設	別海町尾岱沼港町 6 9 番地 1 9	高級処理	1 日平均 6 7 0 立方メートル
別海漁業集落排水施設	別海町本別海 1 番地 2 6 2	高級処理	1 日平均 1 5 7 立方メートル
西春別農業集落排水施設	別海町西春別清川町 1 5 番地 2	高級処理	1 日平均 8 6 立方メートル
上春別農業集落排水施設	別海町上春別 1 4 2 番地 1 8	高級処理	1 日平均 9 1 . 8 立方メートル
中春別農業集落排水施設	別海町中春別 2 2 3 番地 1 6	高級処理	1 日平均 1 7 7 . 5 立方メートル

議案第 73 号

別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定について

別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

別海町ふるさと寄附条例（平成 20 年別海町条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- （1） 協働のまちづくりによる交流、移住定住の推進等、地方創生に資する事業
- （2） 高齢者及び障がい者の支援に資する事業
- （3） 子ども子育ての支援及び教育の充実に資する事業
- （4） 健康や医療の充実に資する事業
- （5） 脱炭素の推進をはじめとする自然環境や地域景観の保全に資する事業
- （6） 酪農、水産、商工観光等の振興発展及び地場産品等による商品開発に資する事業
- （7） スポーツ、芸術文化の振興発展等、生涯学習の推進に資する事業
- （8） その他まちづくりのために必要な事業

第 3 条第 1 項中「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金により」

を「別海町ふるさと応援基金条例（平成２０年別海町条例第３８号）に基づく別海町ふるさと応援基金で」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別海町ふるさと寄附条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に寄附の申出を受け付けた寄附金について適用し、施行日前に寄附の申出を受け付けた寄附金については、なお従前の例による。

議案第 7 4 号

別海町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

別海町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 2 月 1 3 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

別海町ふるさと応援基金条例（平成 2 0 年別海町条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 6 条中「第 1 号から第 4 号まで」を「各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 75 号

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別海町国民健康保険税条例（昭和 35 年別海村条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し、第 4 条の見出し及び第 5 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 5 条の 2 の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 号中「次号、第 7 条の 3 及び第 21 条」を「次号、第 7 条の 3 及び第 21 条第 1 項」に、「第 3 号、第 7 条の 3 及び第 21 条」を「第 3 号、第 7 条の 3 及び第 21 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 21 条第 1 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同

条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,500円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,000円

（2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,050円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,750円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,500円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第21条」を「第21条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附則第7項、第8項及び第10項から第13項の見出し中「国民健康」を削る。

附則第3項、第7項、第8項及び第10項から第13項の規定中「国民健康保険の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号及び第13条第1項の改正規定、第21条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）並びに第21条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 76 号

別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例

別海町国民健康保険条例（昭和 35 年別海村条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「40 万 4 千円」を「40 万 8 千円」に改め、同項ただし書中「1 万 6 千円」を「1 万 2 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に出産した被保険者に係る別海町国民健康保険条例第 7 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 77 号

別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例

別海町集落排水施設設置条例（平成 2 年別海町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別海町集落排水（以下「集落排水施設」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条から第 16 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 78 号

別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例

別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例（平成 24 年別海町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業」の次に「、別海町下水道等事業」を加える。

第 1 条中「水道事業」の次に「、別海町下水道等事業」を加える。

第 2 条第 1 項中「水道事業」の次に「、別海町下水道等事業」を加え、同条第 2 項中「利益積立金」の次に「又は建設改良積立金」を加え、同条第 3 項に次の 1 号を加える。

（3） 建設改良積立金 建設改良工事の費用に充てる目的

第 2 条第 5 項中「金額を」の次に「建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した建設改良積立金の額に相当する金額を」を加える。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第 79 号

別海町水洗便所改造資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

別海町水洗便所改造資金融資条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町水洗便所改造資金融資条例の一部を改正する条例

別海町水洗便所改造資金融資条例（昭和 60 年別海町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「利率は、年利 3.5 パーセントとする。」を「利息は付さないものとする。」に、同条第 3 号中「元利均等」を「元金均等」に改め、「とする。」の次に「ただし、期限前において繰上償還をすることができる。」を加える。

第 11 条中「町」を「町長」に、「融資により交付した資金の利子が年利 3.5 パーセントを超える利子相当額」を「規定により融資した資金に見合う利息相当額」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 80 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 中西別上風連線改良舗装工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 265,540,000 円
(内消費税及び地方消費税額 24,140,000 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 野付郡別海町別海常盤町 5 番地
高玉建設工業株式会社
代表取締役社長 高玉 哲朗 |

議案第 8 1 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 3 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 1 0 1, 2 0 0, 0 0 0 円
(内消費税及び地方消費税額 9, 2 0 0, 0 0 0 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 野付郡別海町別海 1 3 0 番地の 1 8
寺井建設株式会社
代表取締役 寺井 範男 |

議案第 8 2 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 3 日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

(1) 名 称 別海町地域情報通信施設

(2) 所 在 地 別紙のとおり

2 指定管理者

(1) 住 所 別海町別海旭町 4 8 番地 1

(2) 名 称 株式会社 オーレンス

(3) 代表者名 代表取締役 高 橋 武 靖

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

(別紙)

公の施設の所在地

番 号	設 置 場 所	構 成 設 備	
		基 地 局 通信設備	中 継 局 通信設備
1	別海町別海常盤町280番地	2	
2	別海町別海64番地34	3	
3	別海町別海174番地	4	1
4	別海町奥行19番地12	3	1
5	別海町中春別179番地41	3	1
6	別海町中春別235番地8	3	1
7	別海町中西別178番地4	4	1
8	別海町中西別289番地6	2	1
9	別海町上春別114番地3	2	1
10	別海町上春別栄町44番地	3	1
11	別海町豊原17番地87	3	1
12	別海町美原49番地19	3	1
13	別海町西春別302番地1	1	1
14	別海町西春別322番地19	3	1
15	別海町西春別駅前錦町254番地	3	1
16	別海町西春別幸町53番地	3	1
17	別海町大成66番地7	3	1
18	別海町泉川71番地4	2	1
19	別海町上風連174番地39	3	1
20	別海町本別海2番地113	2	1
21	別海町尾岱沼潮見町102番地	3	1

議案第 83 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 別海町営畜牛育成牧場
- (2) 所 在 地 別海町中西別 44 番地 11

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町別海緑町 116 番地 9
- (2) 名 称 道東あさひ農業協同組合
- (3) 代表者名 代表理事組合長 原 井 松 純

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 84 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 別海町ふれあいランド
- (2) 所 在 地 別海町別海 1 4 1 番地 1 ほか

2 指定管理者

- (1) 住 所 別海町野付 6 3 番地
- (2) 名 称 株式会社 別海町観光開発公社
- (3) 代表者名 代表取締役 曾 根 興 三

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 85 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、尾岱沼辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 3 年 12 月 13 日提出

別海町長 曾 根 興 三

総合整備計画書

(第7次変更)

北海道別海町尾岱沼辺地
(辺地の人口 1,466人、面積 29.4km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町尾岱沼・尾岱沼潮見町・尾岱沼港町・尾岱沼岬町

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町尾岱沼港町155番地1

(3) 辺地度数

122点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。

生活バス～ 本辺地内の住民の生活基盤となるバス路線維持のため、車両の更新を計画的に進める必要がある。

へき地集会室～ 本施設は建設から35年が経過し、老朽化が進んでいる。学校管理運営上及び地域住民の活動の基点として重要な施設であるため、改修を行う必要がある。

消防施設～ 災害等より住民の安全を守るため、消防施設の計画的な整備を行う必要がある。

経営近代化施設～ 施設の老朽化に伴う稼働停止は本町の産業に重大な影響を及ぼすため、改修・更新を行う必要がある。また、安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

観光レク施設～ 本施設内の宿泊棟は設置から23年が経過し、老朽化が進んでいる。自然景観を求め本町を訪れる観光客へ快適な宿泊環境を提供するため、改修を行う必要がある。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。また、町民生活に密着した地域情報等を提供するコミュニティFMについて、放送提供エリアの地域間格差を解消し、町内全域で放送を聴取可能とするため、FM関連の通信施設を整備する必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
下 水 道 (漁業集落排水事業)	別 海 町	33,732	8,300	25,432	12,100
生 活 バ ス (地域生活バス購入事業)	別 海 町	35,000		35,000	35,000
へ き 地 集 会 室 (小学校校舎等改修事業)	別 海 町	97,450	24,442	73,008	56,800
消 防 施 設 (高規格救急車購入事業)	別 海 町	42,765		42,765	42,700
経 営 近 代 化 施 設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業外1事業)	別 海 町 北海道農業公社	212,873	17,794	195,079	195,000
観 光 レ ク 施 設 (尾岱沼ふれあいキャンプ場改修事業)	別 海 町	20,700		20,700	20,700
電 気 通 信 施 設 (コミュニティFM放送通信施設整備事業外1事業)	別 海 町	(80,703) 79,208	(51,500) 51,500	(29,203) 27,708	(29,200) 27,700
合 計		(523,223) 521,728	(102,036) 102,036	(421,187) 419,692	(391,500) 390,000

同意第 1 号

別海町教育委員会委員の任命について

次の者を別海町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 3 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 住 所 | 野付郡別海町別海鶴舞町 1 5 番地 |
| 2 | 氏 名 | 森 野 志 保 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 4 4 年 1 0 月 2 3 日 |
| 4 | 任 期 | 令和 3 年 1 2 月 2 2 日から令和 7 年 1 2 月 2 1 日まで |

報告第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 1 2 月 1 3 日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和 3 年 6 月 2 4 日議案第 4 8 号により議決を経て締結した、北栄西地区農道改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「7 7, 3 3 0, 0 0 0 円（内消費税及び地方消費税額 7, 0 3 0, 0 0 0 円）」を「7 7, 8 4 7, 0 0 0 円（内消費税及び地方消費税額 7, 0 7 7, 0 0 0 円）」に改める。